

産業建設常任委員会

日 時 令和元年6月24日（月）午前10時10分～

場 所 第2委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

【まちづくり推進部】

- （1）第25号議案 亀岡運動公園体育館指定避難所施設整備工事（電気）請負契約の締結について
- （2）第26号議案 亀岡運動公園体育館指定避難所施設整備工事（機械）請負契約の締結について

4 討論～採決

5 委員長報告の確認

6 議会だより原稿の確認

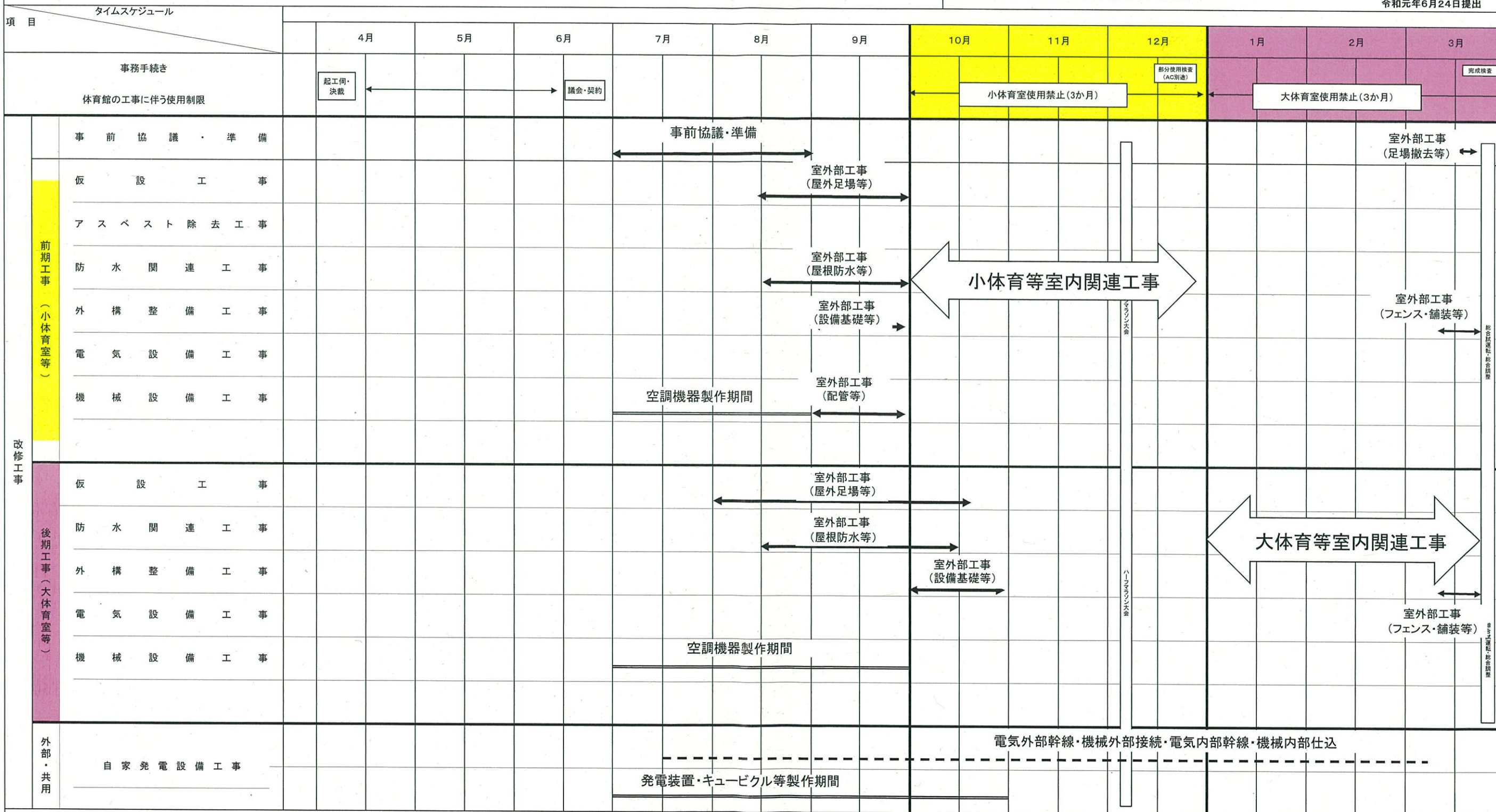
7 その他

概略工事工程表

工事名称： 亀岡運動公園体育館指定避難所施設整備工事(建築)(電気)(機械)

工事場所： 亀岡市菅我部町穴太土洲地内

まちづくり推進部 都市整備課
令和元年6月24日提出



【留意事項】 ◇上記工事内容は、確定したものではありません。
 ◇上記は、発注条件に付するための参考工程です。総合実施工程表は受注者契約締結以降に受注者の責任において策定されます。(受注者、指定管理者、発注者協議のうえで、7月下旬策定予定)
 ◇スポット工事(事務室・管理事務室、トイレ、更衣室等は、調整の上、期間限定で使用制限を要する工事)は現時点では想定できないことから、当該工程表には反映していません。

産業建設常任委員会委員長報告

(令和元年6月24日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告します。

まず、**第1号議案、令和元年度亀岡市一般会計補正予算**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

- ・ **総務費** では、地域の生活環境を整備し、夜間の安全・安心を確保するためLED防犯灯を設置する経費の増額補正。
- ・ **商工費** では、観光誘客促進等の取り組みを更に充実させるため、観光推進経費及び 麒麟がくる 推進事業経費の増額補正。
- ・ **土木費** では、土地区画整理事業や公園整備事業など、社会資本整備に伴う 補助事業の採択に伴う増額補正であります。
- ・ **債務負担行為** については、公衆街路灯及び道路照明灯において、費用の削減や、CO₂排出量削減など、経済面や環境面など多くの効果に繋がる事業として、リース手法を活用した LED化を図ろうとするものです。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって 原案可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 亀岡市湯の花温泉供給条例の一部改正、

第16号議案 亀岡市土づくりセンター条例の一部改正、

第17号議案 亀岡市食肉センター条例の一部改正、

第18号議案 亀岡市林業センター条例の一部改正、

第19号議案 亀岡市都市公園条例の一部改正については、

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から消費税が10パーセントに引き上げられることから、施設使用料等について、消費税相当額を加算すること等の改正をしようとするものであります。

採決に先立ち、消費税増税に伴う条例改正については納得できないとの反対討論がありました。

採決の結果は、賛成多数をもって 原案可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案 公の施設の利用に関する協議については、

亀岡市と南丹市の水道事業経営の合理化及び業務の効率化を図ることにより、市民サービスの向上に資することを目的として、亀岡市水道施設^{しょう}を使用して、南丹市に水道用水を供給するために、協議を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって 原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第24号議案 亀岡運動公園体育館 指定避難所**

しせつせいび
施設整備工事（建築）請負契約の締結については、

5月13日に入札を執行し、旭・石村特定建設工事 共同企業体と2億295万円で仮契約を締結したものであり、この仮契約を本契約とするためのものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって 原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第25号議案 亀岡運動公園体育館 指定避難所**

しせつせいび
施設整備工事（電気）請負契約の締結については、

6月7日に入札を執行し、前平・ナミデン特定建設工事 共同企業体と1億4,641万円で仮契約を締結したものであり、この仮契約を本契約とするためのものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって 原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第26号議案 亀岡運動公園体育館 指定避難所**

しせつせいび
施設整備工事（機械）請負契約の締結については、

6月7日に入札を執行し、安藤・美馬・南丹特定建設工事 共同企業体と1億9,144万8,400円で仮契約を締結したものであり、この仮契約を本契約とするためのものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって 原案可決すべきものと決定しました。以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

南丹市に水道用水を供給

公の施設の利用に関する協議

可決(全員賛成)

亀岡市と南丹市の水道事業経営の合理化と業務の効率化を図ることにより、市民への水道サービスの向上を目的として、亀岡市の水道施設を使用して、南丹市に水道用水を供給するための、協議を行うもの。

亀岡運動公園体育館指定避難所に空調設備などを設置

亀岡運動公園体育館指定避難所施設整備工事(建築)(電気)(機械) 請負契約の締結

可決(全員賛成)

指定避難所である亀岡運動公園体育館の施設整備工事において、建築・電気・機械それぞれの工事請負契約に係る仮契約を本契約とするもの。

工事概要は、トイレ・更衣室の改修、自

【主な質疑】

問 敷設工事について、亀岡市内の工事費の負担は。

答 亀岡市内についても、南丹市の費用負担により工事を行う。

問 水道用水供給の料金の単価設定の基準は。

答 供給開始年度の直近の決算数値をもとに設定する。

家発電設備の設置などである。完成は、令和2年3月24日を予定している。

【主な質疑】

問 分離発注しているのはなぜか。

答 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」および「適正化指針」に基づき、市内への経済効果、業者育成などを図るため、業種を区分し

受注機会の拡大に努めている。